

平成26年度第2回流山市生涯学習審議会会議録

1 日 時

平成26年7月7日（月）13時55分～15時35分

2 場 所

流山市文化会館（中央公民館）講義室

3 議 事

（1）（仮称）文化芸術振興条例の最終案について

（2）その他

4 出席委員

小林会長 佐々木副会長 杉浦委員 村上委員 皆川委員
濱田委員 辻野委員 山中委員 川上委員 石川委員
井田委員 小林千穂委員 小宮委員

5 事務局

直井生涯学習部長 戸部生涯学習部次長兼生涯学習課長
小川図書・博物館長 玉田公民館長 須田図書・博物館次長
松本生涯学習課長補佐 椎名生涯学習課係長 國崎臨時職員

7 傍聴者

なし

8 会議録

13時55分開会

（事務局）

少々時間前ではありますが、皆さんお揃いですので始めさせていただきます。

審議に入る前に事務局からご報告がございますのでよろしくお

願いたします。

(事務局からの報告)

1. 人事異動について報告
2. 『おおたかの森センターの設置および管理に関する条例』についての6月議会議決結果
 - ① 可決
 - ② 可決された条例(資料1-1)
 - ③ 条例案に対する議員の意見(資料1-2)
 - 施設の構造および利用上の視点から
 - ・ 駐車場の利用可能台数について
全体で40台を想定している。
 - ・ 建物のデザインから利用しづらい点も考えられる。
管理運営の中で利用者に丁寧に説明し理解してもらおう。
 - ・ 施設利用上での音の制約について
防音仕様ではないが通常よりも壁を厚くした構造である。他への影響が出たものについてはお断りしていく。
 - 条例上の視点から
 - ・ サークル活動などの教材販売も営利活動になるか。
学習活動、市民活動の一環と捉え、営利扱いにはしない。
 - ・ 施設の利用は午前・午後1・午後2・夜間の3時間単位ではなく、1時間単位にするべきである。
公平な利用及び稼働率の点から公民館、生涯学習センターと同様の利用形態とした。
 - 生涯学習推進の視点から
 - ・ ホールと会議室2つでどのような事業を展開するのか。
施設のオープンに合わせ所管を公民館に移し事業展開をしていく。高齢者対象のゆうゆう大

学、家庭教育事業、学校教育・社会教育連携事業の実施はもとより、市野谷の森が近いという立地から環境をテーマにした指定管理者自主事業なども考えている。また地域住民の多様な活動に施設を貸し出していく。

④ 今後のスケジュール

➤ 施設管理を行う指定管理者選定

- ・ 公募（9月～10月）
- ・ 選定審査（10月）
- ・ 指定管理者の指定議案を12月議会に提出
- ・ 議会で可決された後学校の開設に合わせ平成27年4月1日から施設もオープンしていく。

➤ 工事の進捗状況

- ・ 40%進んでいる状況であり、1階部分の工事の目途がつき2階部分に移っている。
- ・ 完成は平成27年2月末、その後引き渡しの予定。現在は机や椅子等の備品類の購入準備、手続きに着手している。

（小林会長）

ありがとうございました。条例につきましてはこの間まで審議していただきました。これで完成し、議会から承認を得たということです。この施設がオープンしますと、学校の先生方には間接的にもいろいろと関連することが出てくるかと思いますのでよろしく願いいたします。

それで今の議会のご報告に関連して何かございますか。

よろしいですか。

一つだけ所管を公民館に移すということですが、これは最初に作る時にご説明いただいたように法律が違いましたね。そこはどのような風にするのですか。

（事務局の説明）

- ・ おおたかの森センターは公民館法に位置づけられた公民館ではない。南流山センターが同類の施設となる。
- ・ 公民館では法の位置付けのある公民館 4 館と公民館に類似した施設 1 館（南流山センター）の計 5 館を管理している。
- ・ おおたかの森センターも公民館に類似した施設ということで 2 館目になり、公民館行政として全体をカバーしていく。
- ・ 建物を作って運営できるところまでは生涯学習課、その後公民館に移管していくことについて、南流山センターも同じ形態である。南流山センターの事務移管は少し年数が経ってからだだったが、今回は円滑にできるだけ早く移管していく方が運営もしやすいこと、利用面でもメリットがあるということで庁内的にもそういう決定となった。

（小林会長）

営利活動とか政治的な活動についての制限が公民館にはありますが、これらも公民館に準じる形で指定管理されるということですか。

（事務局）

はい。現状の南流山センターは、公民館と同じ利用基準でやらせていただいておりますので同様の形になります。

（小林会長）

いろいろな問題はあるかと思いますがよろしくお願いします。

それでは、ご報告ということでよろしいでしょうか。

次に懸案の文化芸術振興条例に入ろうと思いますが、前回までいろいろ文言を含めてここで議論していただきました。それで、事務局に対して総務課と協議してファイナルな案として審議会に投げ返してくださいということになっておりましたが、返ってきたものをみるとかなり変更になっておりますので、どういういきさつでこういう形になったのかをご説明いただきたいと思います。資料の 2-1 を見てください。それでは事務局、お願いいたします。

(事務局の説明)

資料 2 - 1 に沿って説明。

墨塗りの部分が追加された部分、見え消しで消されている部分が削除された部分である。

▶ 第 1 条 (目的)

- ・ 「〇〇することで、〇〇を図り、もって〇〇することを目的とする」という文体に整理した。
- ・ 「文化芸術の振興に関する基本理念を定める」とし、基本理念を明確に表記した。
- ・ 「文化芸術団体」を「文化芸術に関する活動を行う団体」と表現を整理し、以下の条文すべてについても修正した。
- ・ 「文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって」という文言を追加。これについては文化芸術振興基本法の目的と整合させた。
- ・ 「活動を行う者の自主的な活動促進し、市民一人ひとりが教養を高め、」部分については条例に記載するには細かすぎるとの指摘があり削除となった。

(小林会長)

すみません。そうすると変更についてはいろいろとありますが、第 1 条については二つのことがありますね。一つは、文の形というか、目的の中でどういうふうなことを述べるかということで、これは一般的なフォーマットが市の方にあるようでそれにしたがって作られているということですね。もう一つは、ここで大切なことは、この条例が基本理念をといるところでこの条例の性格が明確になっていると思います。

それでは次をお願いします。

(事務局の説明)

▶ 第 2 条 (定義)

- ・ 第 1 項

「文化芸術」とは文化芸術振興基本法が対象とするものとした。当初案は「～の他、人々の創造性をはぐくむ、多様な文化芸術領域を含むものをいう」としていたが、定義として規定するには具体的にどういうことかという点で明確にならないということで削除となった。現在の法律の中でも、文学、美術、写真など、定義づけは色々あるが、その他の芸術という表現で既存の言葉に入りきらない部分についても包括するという考えがあり、その点を踏まえて削除した。

- ・ 第2項

「市民」は条例上では住民基本台帳に登録されているものという定義である。実際には流山市に関わりのある方もこの条例の対象とさせていただくという意味で「市民等」とし、在住、在勤、在学というふうな個人の方を対象とすると修正した。

- ・ 第3項

「文化芸術を鑑賞し、これに参加し、これを創造し、またこれを発信する」というふうに、これも文化芸術振興基本法に沿った形で用語を整理した。

▶ 第3条（基本理念）

- ・ 第2項

「文化芸術の振興にあたっては、全ての市民等が文化芸術に親しめるよう配慮されなければならない」と修正した。これは審議会の皆様の意見を踏まえて修正したものである。

- ・ 第3項

「文化芸術の創造」というような表現が第3項と第4項の中で重複していたため、旧3項と4項を統合した。

- ・ 第4項

前回の4月30日の案では、文化芸術活動を行う市民、団体とその他の市民を並列にとらえていたが、まず活動

を行っていらっしゃる個人または団体の方々の意見を聞いて、その他広く市民等の意見を反映させるというふう
に論旨を変更した。(文化芸術振興基本法にも同様の内容
がある。)

- ・ 第5項
文言、文字の変更。(市民等、文化芸術団体)

▶ 第4条 (市の責務)

全体的に表現を強める形で整理した。

- ・ 第1項
「責任を有するものとする」、以下「〇〇するものとする」
となっていたが、「推進する責任を有する」とした。
- ・ 第2項
「財政上の措置を講ずるよう努めなければならない」と表
現を強めた。
- ・ 第3項
東葛地域との連携は行っており、その重要性を踏まえて
「近隣市」という文言を追加した。「国及び千葉県、近隣
市その他の地方公共団体との連携」と修正した。

▶ 第5条 (市民等の役割)

「市民」を「市民等」に修正した。

▶ 第6条 (文化芸術団体の役割)

「団体」を「文化芸術団体」に修正した。

▶ 第7条 (基本施策)

- ・ 項目名を「文化芸術の振興」から「基本施策」としわか
りやすくした。
- ・ 内容は市民アンケートなどから市民に期待される項目と
してピックアップされていたものだが、当初案では「努
めるものとする」という努力規定であったが、「施策を行

うものとする」と表現を強めた。

▶ 第 8 条（基本方針）

・ 第 1 項

項目名を「基本計画」から「基本方針」と修正した。

「計画」とすると既存の「生涯学習推進基本構想」の中の個別の計画や市の総合計画といった事業体系と混乱する可能性もあるため、文化芸術に関する基本方針を策定するのだという形に修正した。条例に既存の〇〇構想というものは記載できないという総務課法規担当からの指導があった。

・ 第 2 項

「計画」を「方針」とし、「改定」を「変更」とした。

▶ 第 9 条（委任）

「この条例に定めるもののほか、必要な事項は、流山市教育委員会が別に定める」というふうに委任の条項の用語を修正した。

（小林会長）

この図についてもお願いします。

（事務局の説明）

体系図についてご説明します。

この体系図の左の方、これが先ほど流山市総合計画と申し上げましたが、平成 12 年から 31 年度までの計画です。この中に前期基本計画、現在は後期基本計画という 10 年スパンの計画があります。そのさらに下に 3 年から 4 年程度の実施計画というものが入っております。これを内容によって計画的に実施する、あるいは財政状況、その他の状況の変化で変更しながらやっていきます。基本的に市の事業、教育委員会の事業は総合計画の中の実施計画に位置付けて実施しております。次に右の方ですが、文化芸術振興基本法がご

ざいまして、今回は流山市の文化芸術振興条例を作ろうということで取り組んでおります。それができた後に、文化芸術の具体策をプランニングする、もう少し細かく具体的な基本方針というものを策定していきます。そこと既存の流山市生涯学習基本構想に出ている個々の事業と整合するとともに、これは市の総合計画とも整合させていくというような体系図でございます。

(小林会長)

ありがとうございました。

この絵を見ながら皆さんにお考えして頂きたいと思います。最初に言いましたように、今回の修正案は条例の性格というものが基本理念を定めるということで、具体的な計画とか方針というものは上にあげたような形で、前にアンブレラという表現をしましたが、そこに話がいつているということです。

それで実際的に具体的に DO の部分はどうなるかということ、生涯学習部でいえば生涯学習基本構想の中の実施計画というところに DO の部分が入るのだと思います。そういう流れになっていると思います。それで、後の議論にも関係するのですけれども、前回もそうなのでも、前々回にこの条例を審議した時に、例えば我孫子の条例はどうなっているのか議論したかと思うのですが、我孫子市の条例はある意味で理念としての条例から下の評価のところまで入っており非常に動きにくい条例になっております。今回はある意味階層的につないだのでわかりやすいかなと思います。今説明していただいたところで私が個人的に感じたことは、文化芸術振興条例の主体になるところが、市民等という、実は「等」というのは日本語で非常に便利な言葉でここでは二つの意味があります。実際に住人としての市民の方に、流山に来て活動される方、流山に勉強のために来ている方などを含めるという意味での「等」という意味と、文化芸術条例が別の意味でもっていた年齢、性別、身体的な能力、それらに関係なくすべてという意味での「等」を含めて一言でまとめられているということです。

それからある程度表現として明確にする、第 2 条第 3 項のように、

「〇〇し、」というように、「これに参加し、これを創造し、」と文言として整理されたところもあります。

それから一つ、意味的に重要なのは、文化芸術の振興にあたっては、まずは実際にやっている人の意見があつて、それから一般的な市民の人の意見をとという順位付けがされている。それから次の条に入って、責任の範囲ですが、行政の方の責任はすべて市というように、ちょっとある意味では実体があるようなないような形でまとめられています。それから具体的なところでは教育委員会ということがでてきます。そういうようなことでこれらの変更がなされていて、流山が通常作られているような条例の文言にしたがって修正したのではないかと思います。

皆さん、お聞きになっていかがでしょうか。どうぞ自由にご意見くださいますようお願いします。

本日のご意見を集約して、この条例に関しては本日でまとめという形にしたいと思いますので、自由にご発言ください。

(濱田委員)

意図はよくわかるということで拝見いたしました。

一つ気になったことは、市の責務のところで言い切りの形になっていて良いと思うのです。一方で市民等、市民がどうするこうするということについては強制するものではないのですから、ここは「〇〇するものとする」という形で納得できるなど考える時に、第7条の基本施策のところ、「市は文化芸術の振興を図るため、次に掲げる施策を行うものとする」というところを、これは市がやることなので「ものとする」を取ってしまつてよいという気がしますし、第8条も「～策定する」が良いと思います。つまり、市民に対することだと、行政に対する責務というところがすんなり決まってくれると気持ちがいいなと思いつつ、第7条、第8条がどうなのかなというところがあります。

(事務局)

確かに整合という意味ではあるかと思いますので、条例の作りと

して典型的な表現があるかもしれませんが、その点は持ち帰って総務と確認したいと思います。

(小林会長)

濱田さんのご意見は一応総務課とすり合わせしていただいたものを私と佐々木副会長に見せていただいてまとめるということによろしいですか。

(濱田委員)

はい。基本的に大枠としては良いと思いますので。

(辻野委員)

総務課と喧々諤々の議論をして決められたのだと思いますが、それにしてもせつかく審議会の方でこうあってほしいということがかなりあったのですが、それは文言上のことかもしれないのですが、条例として残すにはワーディングということがありますから、一つ一つの言葉を残すのにどのくらい議論したのかなというのがあまり見えてこないのです。例えば審議会の方では体言止めで、第2条第3項などは、「鑑賞、参加、創造、発信」と「～し」ということを除いて表現しているのに、またまた「～し」という表現にしています。他の法律と整合するのかもしれないですけども、文章としてそうかなと、読んでいてすんなりそうかといかないところもあるなと思いました。

それから第1条で流山らしさということのをこれに盛り込まなくてはならないということでしたが、流山らしさというのは、流山市民憲章の中に「私たちは教養を高め、文化の薫り豊かなまちをつくりましょう」と謳っているわけですから、ここに振興条例ということで審議会では「文化の薫り高く活力ある云々」ということを入れたところをわざわざはずしています。確かに他で謳っているので必要ないと言われれば必要ないのかもしれませんが、これで流山らしさが出るのかなという点では疑問に思います。以上です。

(事務局)

はい、先ほどの体言止めということについては、「～、～、～、」ということについては議論になったのですが、条例のつくりとして必ず何かを入れるということで、文化芸術振興基本法の中でも同様に「鑑賞し、参加し」といった表現になっておりますのでそこを整合させていただきました。

それから「文化の薫り高く」ということについては確かに市民憲章から原案にもってきて入れたのですが、文意が理論的に通りにくいというところがございます。今回は削除させていただいたところですが、その流山らしさは実現の中では必要ですから、今後の基本方針を策定するとかといった中で取り込んでいければと思います。

(辻野委員)

それから、文化芸術とは基本法が対象とするものということですが、基本法の中で対象とするものというのは非常に読みづらいです。読みづらいから、それを補足するために「人々の創造性をはぐくむ、多様な文化芸術領域を含むもの」ということを加えたような気がしますし、何で読みにくいかというと、この基本法の欠陥だと言われているのが文化芸術を定義していないということです。普通基本法というものは定義して始めるのが普通ではないかということがこの法律を作った時に言われているようですが、それを下ろして自治体の条例にする場合に少しでもはっきりしていないところは補足するような形がよいのではないかと思うので、この「対象とする」ということだけに区切ったことで良いのかなと思ったのです。その辺について。

(小林会長)

基本法は定義というかカテゴライズしたというか、列記されていますよね。あれでは定義にはならないのですか。

(辻野委員)

あれは定義ではないという判断ですね。そしてその他で、こういうものはすべてその他ということにして、いろいろな含みを持たせているのかと思うのですが。

(小林会長)

逆にいうと、流山でやっていることは教育基本法でいうところの膨大なカテゴリーの中の一部だと思うのですよね。その中でさらに基本方針だとか、構想をつくる時には、さらにこういうことを伸ばしたいというところを持っていかないといけないと思うのです。ここは理念が、何と云うのか国におんぶに抱っこされた形ですけれども、自分で定義をしていくとなるとなかなか難しいのかなと個人的に思います。その辺は何か議論はありましたか。

(事務局)

正直、文化芸術とは何ぞやということは言葉としては出てこないで、基本的に生涯学習部門がまずは担うものになりますので、文科省の文化芸術の範囲の中のものの方が、実行性が高まるだろうということはありません。あとは先ほども申しましたけれども、なるべく広い概念で、今思いつかないような芸術もでてくるでしょうから、それは何だと言われた時に具体的に表現できないものですから、その他の芸術ですとかいろいろな表現をされており、既存の枠に入らないものもとるということをいわれたものですから、原案としては法律に沿った形をとるということになりました。

辻野委員からのご指摘については、やはり文化芸術振興基本法が議決された時の附帯決議の中に入っているということで、要するに国の方でもすべての分野についての書き出しは不可能だということで、例示されていない分野のものもあるということです。ですから、例示されていないものについてはカバーしないのだよということではなくて、例示されたものについても例示のないものについても取扱に差異がないようにしなさいという附帯決議があるのです。ですから、私どももこの中にきれいにすべてを落とし込めればよい

のですが、やはり国の法律に合わせて作りこんでまいりましたので、例示がないから範囲ではないとかそれは取り扱いに差をつけるということは一切ございません。

(辻野委員)

ですから、対象とするものの他の後の2行を加えたのは、流山は曖昧なところを加えることによって、少し具体性を持たせたということと言ってもよいのかなという気がただけで、もうそれ以上はこだわりません。

(小林会長)

小宮さん、何かありますか。

(小宮委員)

全体的な印象は非常に整理していただいてスッキリしたなと思います。ただ一つ、時代を担う青少年の文化に対する理念というのがどのように盛り込めるのかなということをこの条例を作り始める時からずっと考えてきたのですが、新しいものでは年齢や性別などといったものをスッキリさせて「全ての市民が」と言ってしまって、あとは青少年に対する文化施策がその全ての中で明らかになっているのかなということが引き続き心配になっております。ただ、ここにどう含めていくかということは非常に難しいので、その辺の論議が修正の段階ででていましたら教えてください。

(事務局)

市によっては、青少年ですとか、あるいは高齢者ですとか、障害者ですとか、そういう表現を使って条例づくりをしているところもありました。ただ、今回我々が整理する中で、年齢とか性別とかといった具体的な表現はやめて「全ての市民等」という形であらゆる年齢層の方たちを対象にするという形です。あとは前回の校長先生からのご意見もでておりましたが教育の中での文化芸術との接点ですとか、あるいは社会教育を通じての子どもたちに対する接点で

すとか、基本的には実施計画とか、基本方針とかといった具体的な計画をつくる中でターゲットを絞った事業化が生まれるべきものと私としては整理しております。

(山中委員)

とてもすっきりした形だと思います。

ひとまずの生涯学習課の狙いとしては、この条例のもとに会館とか文化ホール等の環境整備の根拠とするということで、市の責務ということ強く出されているのかなと感じました。それは芸術を愛する市民にとってはウエルカムだと思います。全体的にはすごくよく仕上がったと思います。

(川上委員)

言葉で確認したいことが一つあったのですが、第8条の2行目の「文化芸術に関する基本的な方針」というところがちょっとひっかかったのです。文化芸術に関するというと幅が広く深く、どういうものかという私などは答えられないので、「文化芸術の振興に対する基本的な方針」とした方がよいのではないのでしょうか。

(小林会長)

「文化芸術に関する」とするともものすごく広がってしまうのでここは振興についてなので「文化芸術の振興に関する」とすることですね。これはもう一度総務課と打ち合わせしてください。

(事務局)

おっしゃる通りだと思います。もう一度協議させていただきます。

(石川委員)

本当に膨大なデータを基に、すごくすっきりとまとめていただきましてありがとうございます。流山の方々が持っている様々な理念を集約した上で、この条例案にその最大公約数が明示できていると思います。普通はまず理念があって、それを基に基本構想を策定

し、さらにその構想を基に実施計画をたてていくと思うのですが、今までは理念の部分が曖昧でした。この条例が制定されることで、理念が明文化されれば、基本構想の策定や、それに付随する実施計画の策定が、明確なロジックのもとに行えるようになり、とても良いと思います。

先ほど辻野委員がおっしゃられていた第2条の「人々の創造性を育む」以降の部分を省いてしまうことについてですが、文化芸術振興条例の案を検討するにあたって、当初事務局からご説明いただいた話では、一般的に文化芸術といわれた時に連想する文学や絵画などの芸術以外に、流山市は、ポップカルチャーや前衛芸術なども差別しないで広く後押ししていきたいのだけれども、そういった分野は、なかなか振興すべき文化芸術と認めてもらえないので、この文化芸術振興条例により、その点も明確に打ち出したい、ということでした。そのお話には大いに納得しましたので、実現できないのは残念です。ただ、国の基本法が文化芸術の範囲について明記していない以上、この条例に、基本法の範囲外の文化芸術についても対象とする、という表現を入れることには無理があり、あえてそのような書き方をしてしまうと、条例の運用上、支障が生じる可能性があるということですよ。そう考えれば、この部分の削除は仕方がないような気がします。

(井田委員)

私は気になったところが2点ありまして、第7条なのですが、最初は努力規定だったものを「施策を行うものとする」と断言しているのですが、やったことに対して評価をしてフィードバックするというようなことは盛り込まないのでしょうか。

(事務局)

一つは生涯学習審議会の皆様に、結果について、基本方針を立てる時とか事業計画を立てる際にはご報告申し上げて審議をいただく。それから先ほどの体系図を見ていただきたいのですが、実施計画の下にありますようにPDCAサイクルで評価をするというこ

とです。

(井田委員)

もう一つ第9条なのですが、「市長が」となっていたところなのですが、「教育委員会」になってしまうのは、他のところでも「市長」が「市」になっていますが、これは精査する中で管轄が教育委員会ですよということでしょうか。

(事務局)

この条例を所管する部門が生涯学習部門であるということがございまして、細かな点を定める、あるいは教育委員会が別途定めるということになります。

(井田委員)

何か方向性がかわるということではないのですね。

(小林千穂委員)

はい。今おっしゃられたところの「市」というところと「教育委員会」というところの違いがよくわからないのですが、条例としては市が作るのであって、担当するところが教育委員会ということでしょうか。

(事務局)

何か事業を行うということは予算を作るということになりますので、そういう場合は「市」ということになります。それで例えば規則を別に作るということがあるのですが、条例の中に規定のない事柄、細則を決める場合は個々の担当部局の方でということで、市長部局であれば市長ということになるのですが、この場合ですと教育委員会が別に定めるというふうな条件を出させていただきました。

条例で言っている財政措置ということは市でなくてはできません

るので、教育委員会だけではできませんので「市が」ということになります。条例に入った細かな規則、細則を条例の下に作る場合は教育委員会が作るということになります。

(小林会長)

ありがとうございました。

このような文化芸術条例がある市とないところと色々ありますけれども、こういうものができるとう学校教育の方に何か関係するとか、良い影響が出るとか悪い影響が出るとかというようなことは何かありますでしょうか。先生方いかがでしょうか。

(村上委員)

現実的にはないのではないのでしょうか。すぐにはないでしょうね。

(皆川委員)

ここで言えば文化系、芸術系の吹奏楽や合唱部、あるいは漫画研究会とかいろいろありますけれども、それが学校でいう芸術団体にあたるかどうかということもありますので、そういう意味では在学している生徒、市民等という中で、学校としても流山市とのいろいろな交流があれば生徒を積極的に出していきたいと思っていますけれども、この条例があるからということではなくて、おそらく小中高と日常的な中で地域との交流を果たしていくと思いますので、あくまでも市民の世界かなと思います。

(小林会長)

これから方針や構想を作っていくということでまた議論がいくと思いますので、そういう中でもし学校教育、学校活動と関係があればご発言いただきたいと思います。

(皆川委員)

一つだけ、第4条と第5条の関係についてですが、第5条は市民等の役割ですから努めるものとするという、市民に対する努力義務

的なものなのですけれども、第4条の市の責務というところにおいて「努めなければならない」というと、取りようによっては、生涯学習課が板挟みになる可能性があると思います。責務でありますから、第4条第1項は責務を有すると断定しているのですから、第2項では「財政上の措置を講ずる」としなければ、「講ずるよう努めなければならない」とすると予算上の措置について努力したけれどだめでしたという言い逃れになってくる可能性が無きにしも非ずです。そうすると、芸術団体や市民の窓口となる生涯学習課が、決めたのは総務課が大元でしょうから、そこを何か回避するような雰囲気がないと教育委員会が可哀そうだという面があると思うのです。やはり財政の問題、予算の問題というのは活動においては一番絡んでくる問題ですから、それを努力義務にされたら、その下にある活動支援に関することと書いてありますけれども、支援といえば財政的なことも関わってきますし、施設を無料で貸すということも経済的な負担もかかるわけですから、その辺の整合性を考えた時に、市の責務と書いてあるのに、努力義務のような表現にできてしまっているのかなということがあります。

それから「地方公共団体との連携に努めなければならない」ではなくて「連携をはかる」で止めた方が文章上よいのではないかと思います。何かちょっと抜け穴があるような感じがしてならないということが、申し訳ないですけれども感じられます。

(小林会長)

その辺については生涯学習部長、ひとつよくお考えください。

(杉浦委員)

一つだけ言葉として教えてほしいのですが、文化芸術振興条例というものが流山市の文化芸術振興に関する方針につながるものと考えられるのですが、第3条では「基本理念」が出ています。しかし第8条以降で文言が「計画」というのが「方針」に変わっています。その辺の考えというか、ここでいうところの、おそらく最初の審議会でおっしゃる計画というのは方針を含んだ計画なのか、ある

いは理念があって条例の位置付けがあると思っていたのですがけれども、第8条で計画が方針に文言が変わった意味合いというのはどういうところにあるのか教えていただきたい。

(事務局)

当初基本計画というのは、やはり基本方針プラス個々の事業をぶら下げたような計画というものをイメージしておりました。そうすると先ほどのご説明でも申し上げましたが、既存の市の事業計画というもの、あるいは生涯学習基本構想の中での事業計画との混乱も出ますので、事業計画、計画については市の基本計画の中にすべて位置づける。今回条例の中で、市の基本理念というものをまず明確にしましたので、それを踏まえて事業との間に立つような基本方針を、既存では推進基本構想の第3節の中に若干あるのですがけれども、まだちょっと弱い部分もございますので、ここを具体的に言えば強化するような形での方針策定になるのだろうと考えております。

(濱田委員)

基本計画だと年度計画なり中期計画なり、ある程度年限が決まっています何をするかということですね。これで言っているのは、文化芸術振興に関する独自の計画は作らないと、これは方針にとどめてアクションは他のところで計画を作るのだよということですね。

(事務局)

基本的にはこの中に網羅されていてそこから芸術文化の部分だけを特出しして条例に基づいて方針を具体的に作っていくという形です。それで、これが平成31年度で終わりますので、その平成31年度の時にこちらの構想と新たに作る方針、大体5年先までを作って、計画期間満了しましたら一体的にしてよいのか、その辺はまた具体的に考えていきたいと思います。ですから、これを補完するような形の実効性のある方針を別に起こすというようなことでイメージしてください。

(佐々木副会長)

市の総合計画との齟齬をきたさないようにという方針で来ていましたので、この線で一応理念条例として、サイクルで基本方針に取りかかるでしょうから、その中で皆さんがおっしゃっていたような青少年に関することとか学生に関することとか、いろいろなものが入ってくるだろうと思いますので、この辺でよろしいかなという感想です。

(小林会長)

ありがとうございました。

それでは皆さんから色々ご意見をいただきましたけれども、骨格的にはこれで良いという判断をしたいと思います。あとはいくつか、言葉の強さの問題とかその辺をもう一度総務と整理していただいて、最終的には私と佐々木副会長と事務局と、総務案も含めて検討させていただいてファイナルとさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

どうもありがとうございました。

それで、この扱いなのですけれども、最初は審議会から具体的に議論が始まりましたけれども、この条例にありますように、教育委員会が私どもの上にございますので、ルールとしましては、教育委員会から私どもが条例のたたき台を作るという諮問を受けて、それに対して、こういう条例の案を作りましたという形で教育委員会の方に返すというふうにしますということをお話しておりました。その答申の文言案ができておりますので、それを事務局からご紹介ください。

(事務局)

ただ今会長からご説明がありましたように、平成25年5月22日付けで今回の条例の制定につきまして審議会に諮問したところ、本日、皆さんのご意見をいただきまして、若干また法規担当課とは調整させて頂きたいと思うのですが、ほぼまとまった条例案ができたということで、審議会から答申をいただくという形で資料3-2

を本日ご用意させていただきました。案文だけ読み上げさせていただきます。小林審議会会長から流山市教育委員会宛で文化芸術振興条例の制定について（答申）ということです。

（資料読み上げ）

条例案につきましては、先ほどお話しいただいたものを再度法規担当と調整させていただきましたものをこちらに添付させていただきます。

参考資料といたしましては、これまでの生涯学習審議会での審議経緯をつけさせていただきます。

こちらの内容で7月中に答申という形で教育長宛に正副会長からという形にしたいと思います。

その後のこちらの条例の取扱いにつきましては、全庁的な庁内調整を行いまして、パブリックコメントを実施させていただきます。パブリックコメントが終わって遅くとも来年の3月議会にはこの条例案を議会審議に出して、本年度内にはこの条例を制定させたいと考えています。以上です。

（小林会長）

ありがとうございます。大変立派な答申案を作っていただきましてありがとうございます。

これからパブリックコメントをし、広く市民からの意見をいただいていくわけですが、行政部局もわれわれ審議会としても流山らしい文化芸術の推進はどんな方向性があるのかということについて考えていく必要があるかと思います。

（石川委員）

すみません。答申の文案の中で、芸術、芸能、文化財等ということがあって、文化財については、条例を策定する最初の段階から入れたらどうかということはお出たり出なかつたりしてきたのですが、今見ると、ここでは文化財保護については触れてはいないので、こ

れをここで出してしまおうとどうなのかなと思うのです。

(小林会長)

それはおそらく国のルールの中にあっただのではないかなと、どうでしょうか。

(事務局)

条例でいくと、第3条第3項の中で「伝統的な文化芸術を保護し、継承する」という文言がございますので、その中に入っているということをお願いしたいと思います。

(石川委員)

その中に有形無形文化財も入るということですね。

(小林会長)

ではこれでよろしいでしょうか。こういう形で答申案を作っていたまきまして、これに先ほどの条例案ができましたら7月中に教育長にお渡ししたいと思います。ここまでのご審議、ありがとうございます。

もう一度この体系図を見ていただけますか。この図の真ん中に丸が書いてあるところを見てほしいのですが、結局、流山市生涯学習基本構想の上のところ、4つ楕円形がありますが、左の生涯学習についてはずっと我々が議論してきたことです。そして青少年についても足を置いて議論していただきました。それから下の文化芸術についても今回議論していただきました。そして右の方にスポーツとありますが、スポーツについては今まで議論してきませんでしたけれども、今度新体育館の建設も進んでおりますので、ここら辺が我々が議論するテリトリーの中に入っているということをお含みいただいて、これからこういうことも議論になっていくということでお考えください。

それでは文化芸術につきましましては、基本方針とか構想とか難しい問題を一旦生涯学習部長にお渡ししたいと思います。

それで今日の議題につきましてはよろしいのですね。それでは報告事項、その他に入りたいと思います。

(生涯学習課からの報告)

1. 生涯学習審議会委員の改選について

現委員の皆様が平成27年1月であり、一般公募については10月下旬に広報に掲載する予定。その後各選出される委員さんを含め、書類選考、面接選考を年末に行い1月に委嘱という形を考えている。改選事務手続きを9月から始めないと間に合わないため本日お話させていただいた。

2. 本日配布したチラシについて (生涯学習課扱い事業)

- ・ 流山ロードレース大会2014
10月12日開催。申込みを開始しており、定員4,000名のうち半分くらいの申し込みがある状況である。例年好評で市外の方が7割くらいご参加くださり、秋の恒例行事となっている。
- ・ 生涯学習センターでの夏休みの事業展開についてまとめたもの
- ・ 綾戸智恵コンサート
9月7日文化会館にて開催。
第70回流山市民芸術劇場で市と流山ロータリークラブ、ライオンズクラブなどの団体からの協賛金を併せて芸術、コンサート系の事業を行っている。

3. 社会教育情報 (機関紙) について

全国社会教育連合からの情報提供。

機関紙『社会教育』ご購入ご希望の方生涯学習課まで (有料)

(事務局)

方針等につきましては、条例ができた後に方針を策定するのです

が、条例ができて1年以内には確実に、できればもっと早くに作りたいと思いますが、できるだけわかりやすい具体性のあるものを方針として、次期の審議会ということになりますが、そこで策定していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

生涯学習課からは以上です。

(小林会長)

ありがとうございました。

ロードレースは流山市の主催ですか。

(事務局)

流山市と流山市教育委員会と流山市体育協会の3者の主催という形になっております。

(小林会長)

ありがとうございました。

それでは公民館からどうぞ。

(公民館)

1. 子育てサロンコンサート

平成26年8月2日開催予定

年二回ほど継続的に実施している。

2. おおたかの森センターの開設にあわせ、ゆうゆう大学の実施についての方針がでたらご審議をお願いしたい。

(小林会長)

ゆうゆう大学は2年ごとですよね。

(公民館長)

はい、2年ごとです。

(小林会長)

そうすると今度新しく入られる方は来年ですか。

(公民館長)

はい、来年4月からということになります。

(小林会長)

そうすると、今度新しくできるおおたかの森センターもその場所の一つになるということですね。

(公民館長)

そこに学園として開設するか否かということは今検討しているところです。

(小林会長)

では図書館からお願いします。

(図書・博物館)

1. 流山市立図書館設置等に関する条例の一部改正について
おおたかのもりセンター内の流山市立おおたかの森子ども図書館について6月25日に原案可決となった。
指定管理者の運営管理ということで、おおたかの森センターと一体的な指定管理を今度どうしていくかを12月議会に諮っていく。
2. おおたかの森出張所での図書ピックアップサービスについて
7月15日から予約した図書を出張所で受け取れるサービスを出張所の業務の一環として開始する。
3. 月曜開館について
利用者の多い7月、8月、9月に月曜開館を行う。
開館時間は9時半から5時までである。
4. 企画展としての「流山のみりん」
流山のみりんが誕生したのが文化11年、1814年とされており、今年が200年目である。流山白みりん200周年

記念として企画展「流山のみりん」をキッコーマンの国際食文化研究センターの協力を得て開催する予定。

公開期間：7月19日から9月23日まで

公開時間：朝9時半から午後5時まで

会場：流山市立博物館の第2展示室

みりんの常設展と併せて展示を充実させていく。

(小林会長)

おおたかの森での本の貸出は予約してからどのくらいで手元に届くのですか。

(事務局)

開館時間が図書館と同じということでスタートするので、仕事帰りや学校帰りになっていくのかということもあり、これからどんなニーズになるかわかりませんが、パソコン等で予約した本をおおたかの森出張所で受け取れるということになります。通勤、通学の途上ということで便利になるかと思えます。

利用想定人数は一日30人程度としていますが、おおたかの森出張所の土曜日の利用で一番多い時は340人ということもありますので、実際にやってみなければわからないというのが実情です。

(小林会長)

わかりました。よろしく申し上げます。

みりん展のキッコーマンとは辻野委員は関係しているのですか。

(辻野委員)

直接は関係していませんが、博物館の元館長がみりんの本を出しまして、キッコーマンで研修というか図書の出版記念会というのがありましたので、それが前哨戦かなと思いました。

(事務局)

今月20日に生涯学習センターで今お話がありました元博物館

長なのですが、『流山みりん物語』という本を地元の崙書房で出しまして、講演会を行うのです。

こちらの流山ミュージアムのチラシに夏休みの最後にやる演劇の話がでているのですが、流山おおたかの森高校さんと野田中央高校さんをお願いしまして、野田中央高校さんがしょうゆをテーマに、流山おおたかの森高校さんがみりんをテーマに、高校演劇でみりん200周年を盛り上げてくださるといふ企画をしております。夏休み厚い中稽古をしていただくということになっております。

(辻野委員)

質問なのですが、前回の会議録の18ページにあるように、次回に新体育館関係のことが議題としてあがってくるということだったのですが、それについてはどうなっていますか。

(事務局)

申し訳ございません。今日の会議には間に合っておりません。市場性調査ということで、指定管理業務を行っている業者さんから新体育館に向けての色々なノウハウの聞き取り調査をしています。それがまとまりましたら、こちらの審議会にもご報告させていただくのですが、とりあえず新体育館の利用料金を来年の3月議会に上程していこうという大まかな目標がここで整いましたので、できますれば次回の審議会でも利用料金について議題とさせていただきたいと思っております。ただ、いきなり新体育館の利用料金といっても困りますので、流山のスポーツ行政の区分から少し入っていったほうが良いのかなと思うのですが、その辺は正副会長と相談させていただきながら、今回は間に合いませんでしたが、次回の審議会からスポーツのいろいろな施策についてご審議いただくという形をお願いいたします。

(川上委員)

体系図を見ていてちょっと思ったのですが、生涯学習というのは全体を囲むものではないのでしょうか。

(小林会長)

イメージとしては以前議論したのは3年くらい前だったかと思いますが、計画そのものを議論していましたが、その時は生涯学習についての議論だったと思います。その後、青少年育成について議論させていただいて、それから今回は芸術文化について議論をしていただきました。これから流山のスポーツ、健康増進等について議論していきます。生涯学習は全体をカバーするのですが、イメージとしてはそんな感じです。

それでは次回は10月か11月ということですね。次回は議論していただくというよりは勉強していただく、どちらかという市スポーツの状況や体育館の状況について、ご意見やご感想はいただきますが、その辺から少しずつ勉強して、2月3月に新体育館の利用料金について議論がしやすいように進めたいと思っています。

では、本日はありがとうございました。

(1 5 時 3 5 分 閉 会)